

28年第4回定例会提出議案

■ 12月6日 付議事件

番号	件名	要旨	付託先委員会	議決結果
議案第74号	市道路線の認定について	1 開発行為による道路の帰属等に伴う路線の認定 2 認定路線 7路線	総務建設常任委員会	可決
議案第75号	公共下水道島頭第1管渠 ^{きよ} 築造工事請負契約の一部変更について	平成27年門真市議会第2回定例会において議決を得た本契約の一部を変更するもの 変更内容 契約金額を「178,246,440円」から「226,214,640円」に変更するもの	総務建設常任委員会	可決
議案第76号	動産の取得について	1 取得する動産 門真市立総合体育館の球技スポーツ系器具 2 取得価額 19,818,000円 3 取得の相手方 大阪市西区新町二丁目17番15号 株式会社サントー 代表取締役 山東 覺	文教常任委員会	可決
議案第77号	動産の取得について	1 取得する動産 門真市立総合体育館の手动ロールスクリーン 2 取得価額 8,305,200円 3 取得の相手方 吹田市南吹田五丁目1番12号 キングラン関西株式会社 代表取締役 松原 達也	文教常任委員会	可決
議案第78号	門真市立総合体育館の指定管理者の指定について	1 指定管理者に管理を行わせる施設 門真市立総合体育館 2 指定管理者に指定する団体 コナミスポーツ・近鉄ビルサービスグループ 3 指定期間 門真市立総合体育館条例（平成28年門真市条例第6号）附則第1項第2号に規定する教育委員会規則で定める日から平成34年3月31日まで	文教常任委員会	可決
議案第79号	門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定について	1 要旨 平成29年4月1日付け機構改革の実施に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定により市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を定めるもの 2 施行日 平成29年4月1日	総務建設常任委員会	可決
議案第80号	門真市事務分掌条例の全部改正について	1 要旨 地域の連携強化及び賑わいの創出、子どもの貧困対策及び家庭支援の強化、人口減少・少子高齢化の課題等に迅速かつ着実に対応できる行政組織を構築するもの 2 施行日 平成29年4月1日	総務建設常任委員会	可決
議案第81号	門真市農業委員会の選挙による委員の定数条例の	1 要旨 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法	民生常任委員	可決

	全部改正について	<p>律第63号) による農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員の選出方法を市長の選任制にするともに、委員の定数を変更するもの</p> <p>2 施行日 公布の日</p>	会																																							
議案第82号	門真市附属機関に関する条例の一部改正について	<p>1 要旨 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、本市が実施する事務事業の継続の可否を検証するために必要な事項についての調査審議に関する事務を担当する門真市事務事業継続検証審議会を設置するとともに、附属機関の委員の報酬額を定めるもの</p> <p>2 施行日 公布の日</p>	総務建設常任委員会	否決																																						
議案第83号	一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正について	<p>1 要旨 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)の公布に伴う雇用保険法の改正に伴い、失業者の退職手当につき、必要な規定の整備を行うもの</p> <p>2 施行日 平成29年1月1日</p>	総務建設常任委員会	可決																																						
議案第84号	平成28年度門真市一般会計補正予算(第7号)	<p>既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ875,199千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ58,017,864千円とする。</p> <p>1 歳入歳出予算補正</p> <p>(1) 歳入(歳入補正の内容)</p> <table border="0"> <tr> <td>国庫支出金・国庫負担金</td> <td>103,996千円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金・国庫補助金</td> <td>599,811千円</td> </tr> <tr> <td>府支出金・府負担金</td> <td>57,304千円</td> </tr> <tr> <td>府支出金・府補助金</td> <td>859千円</td> </tr> <tr> <td>繰入金・基金繰入金</td> <td>70,000千円</td> </tr> <tr> <td>諸収入・雑入</td> <td>26,229千円</td> </tr> <tr> <td>市債・市債</td> <td>17,000千円</td> </tr> </table> <p>(2) 歳出(歳出補正の内容)</p> <table border="0"> <tr> <td>総務費・総務管理費</td> <td>1,174千円</td> </tr> <tr> <td>総務費・徴税費</td> <td>7,000千円</td> </tr> <tr> <td>民生費・社会福祉費</td> <td>801,030千円</td> </tr> <tr> <td>民生費・児童福祉費</td> <td>22,317千円</td> </tr> <tr> <td>民生費・生活保護費</td> <td>9,700千円</td> </tr> <tr> <td>衛生費・保健衛生費</td> <td>228千円</td> </tr> <tr> <td>土木費・都市計画費</td> <td>20,000千円</td> </tr> <tr> <td>消防費・消防費</td> <td>20,863千円</td> </tr> <tr> <td>教育費・小学校費</td> <td>△3,321千円</td> </tr> <tr> <td>教育費・社会教育費</td> <td>225千円</td> </tr> <tr> <td>教育費・保健体育費</td> <td>△4,520千円</td> </tr> <tr> <td>予備費・予備費</td> <td>503千円</td> </tr> </table> <p>2 繰越明許費 臨時福祉給付金(経済対策分)給付事業 572,380千円</p> <p>3 債務負担行為の補正 追加分 目的 事務事業継続検証事業 期間 平成29年度 限度額 840千円</p>	国庫支出金・国庫負担金	103,996千円	国庫支出金・国庫補助金	599,811千円	府支出金・府負担金	57,304千円	府支出金・府補助金	859千円	繰入金・基金繰入金	70,000千円	諸収入・雑入	26,229千円	市債・市債	17,000千円	総務費・総務管理費	1,174千円	総務費・徴税費	7,000千円	民生費・社会福祉費	801,030千円	民生費・児童福祉費	22,317千円	民生費・生活保護費	9,700千円	衛生費・保健衛生費	228千円	土木費・都市計画費	20,000千円	消防費・消防費	20,863千円	教育費・小学校費	△3,321千円	教育費・社会教育費	225千円	教育費・保健体育費	△4,520千円	予備費・予備費	503千円	<p>総務建設常任委員会</p> <p>民生常任委員会</p> <p>文教常任委員会</p>	一部修正後、修正案及び修正部分を除く原案を可決
国庫支出金・国庫負担金	103,996千円																																									
国庫支出金・国庫補助金	599,811千円																																									
府支出金・府負担金	57,304千円																																									
府支出金・府補助金	859千円																																									
繰入金・基金繰入金	70,000千円																																									
諸収入・雑入	26,229千円																																									
市債・市債	17,000千円																																									
総務費・総務管理費	1,174千円																																									
総務費・徴税費	7,000千円																																									
民生費・社会福祉費	801,030千円																																									
民生費・児童福祉費	22,317千円																																									
民生費・生活保護費	9,700千円																																									
衛生費・保健衛生費	228千円																																									
土木費・都市計画費	20,000千円																																									
消防費・消防費	20,863千円																																									
教育費・小学校費	△3,321千円																																									
教育費・社会教育費	225千円																																									
教育費・保健体育費	△4,520千円																																									
予備費・予備費	503千円																																									

		<p>目的 庁舎備品等移送業務委託 期間 平成28年度～平成29年度 限度額 5,785千円</p> <p>目的 庁内案内表示板製作業務委託 期間 平成28年度～平成29年度 限度額 936千円</p> <p>目的 庁舎用器具購入 期間 平成28年度～平成29年度 限度額 6,474千円</p> <p>目的 生活困窮者就労準備支援事業 期間 平成28年度～平成31年度 限度額 25,158千円</p> <p>目的 就労支援等事業（2） 期間 平成28年度～平成31年度 限度額 119,850千円</p> <p>目的 総合体育館指定管理委託 期間 平成29年度～平成33年度 限度額 377,460千円</p> <p>変更分 目的 こども発達支援センター通園バス運 業務委託（2） 期間 平成28年度～平成31年度 限度額 22,572千円→ 23,912千円</p> <p>4 地方債の補正 変更分 目的 都市再生区画整理 限度額 322,900千円→ 332,900千円</p> <p>目的 公共施設等除却 限度額 136,300千円→ 157,200千円</p> <p>廃止分 目的 都市再生整備 限度額 13,900千円</p>		
議案第85号	平成28年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）	<p>既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ51,266千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22,496,821千円とする。</p> <p>1 歳入歳出予算補正 (1) 歳入（歳入補正の内容） 諸収入・雑入 △51,266千円 (2) 歳出（歳出補正の内容） 後期高齢者支援金等・後期高齢者支援金等</p>	民生常任委員会	可決

		衛生費・清掃費 $\Delta 8,582$ 千円 農林水産業費・農業費 $\Delta 2,508$ 千円 商工費・商工費 14,518千円 土木費・土木管理費 22,065千円 土木費・河川費 $\Delta 17,581$ 千円 土木費・都市計画費 6,458千円 教育費・教育総務費 12,666千円 教育費・小学校費 $\Delta 29,619$ 千円 教育費・中学校費 $\Delta 5,354$ 千円 教育費・幼稚園費 $\Delta 1,616$ 千円 教育費・社会教育費 $\Delta 8,114$ 千円 教育費・保健体育費 $\Delta 10,519$ 千円 予備費・予備費 2,205千円		
議案第95号	平成28年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）	既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,776千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22,491,045千円とする。 1 歳入歳出予算補正 (1) 歳入（歳入補正の内容） 繰入金・一般会計繰入金 $\Delta 5,776$ 千円 (2) 歳出（歳出補正の内容） 総務費・総務管理費 $\Delta 5,776$ 千円	民生常任委員会	可決
議案第96号	平成28年度門真市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ766千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7,761,658千円とする。 1 歳入歳出予算補正 (1) 歳入（歳入補正の内容） 繰入金・一般会計繰入金 $\Delta 766$ 千円 (2) 歳出（歳出補正の内容） 総務費・下水道総務費 $\Delta 766$ 千円	総務建設常任委員会	可決
議案第97号	平成28年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）	既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,251千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1,428,968千円とする。 1 歳入歳出予算補正 (1) 歳入（歳入補正の内容） 繰入金・一般会計繰入金 $\Delta 4,251$ 千円 (2) 歳出（歳出補正の内容） 総務費・総務管理費 $\Delta 4,251$ 千円	民生常任委員会	可決
議案第89号	人権擁護委員候補者の推薦について	西川 和彦委員の任期満了（平成29年6月30日）に伴うもの	—	同意
議案第90号	人権擁護委員候補者の推薦について	土川 好子委員の任期満了（平成29年6月30日）に伴うもの	—	同意
議案第91号	人権擁護委員候補者の推薦について	栗原 久子委員の任期満了（平成29年6月30日）に伴うもの	—	同意
議案第92号	人権擁護委員候補者の推薦について	邊見 豊子委員の任期満了（平成29年6月30日）に伴うもの	—	同意
議案第55号	平成27年度門真市水道事業剰余金の処分について	平成27年度末の未処分利益剰余金から減債積立金に50,000千円、建設改良積立金に490,000千円をそれぞれ積み立て、自己資本金への組入として509,135,670円を組み入れるものとする。	決算特別委員会	可決

認定第1号	平成27年度門真市歳入歳出決算認定について	一般会計外5会計	決算特別委員会	認定
認定第2号	平成27年度門真市水道事業会計決算認定について		決算特別委員会	認定

■ 12月15日 付議事件

番号	件名	要旨	付託先委員会	議決結果
議案第98号	門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について	<p>1 要旨</p> <p>平成28年8月8日付け人事院勧告に鑑み、仕事と家庭の両立支援の充実を図るため、次の条例を改正するもの</p> <p>(1) 門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>(2) 門真市一般職の非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例</p> <p>(3) 門真市職員の育児休業等に関する条例</p> <p>2 施行日 平成29年1月1日及び平成29年4月1日</p>	—	可決
議案第99号	門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正について	<p>1 要旨</p> <p>平成28年8月8日付け人事院勧告に鑑み、介護のため1日の勤務時間の一部を勤務しない介護時間を新設するもの</p> <p>2 施行日 平成29年1月1日</p>	—	可決

■ 12月16日 付議事件

番号	件名	要旨	付託先委員会	議決結果
議員提出 議案第7号	ホームドアの設置促進を求める意見書 【提出者】 門真市議会議員 高橋 嘉子 内海 武寿 佐藤 親太 後藤 太平 福田 英彦 大倉 基文	<p>本年8月、東京メトロ銀座線青山一丁目駅で、盲導犬を連れていた視覚障がい者の男性がホームから転落し死亡するという大変痛ましい事故があった。また、その対策に動き出していた矢先、10月には、近鉄大阪線河内国分駅で、全盲の男性がホームから転落し特急電車にはねられ亡くなるという事案が発生した。</p> <p>現在、1日に10万人以上の乗降客がある全国251駅のうちホームドアが設置されている駅は77駅にとどまっている。また平成28年3月末現在、全国約9500駅のうちホームドアの整備が完了しているのは665駅である。駅の安全対策の観点からも列車との接触や転落防止に効果が高いホームドアや転落防止柵の設置は急務である。</p> <p>よって政府においては、視覚障がい者を初め駅利用者が安心して駅ホームを利用できるよう、ハード、ソフト両面における総合的な転落事故防止対策の検討を急ぐとともに、駅ホームのさらなる安全性向上に向け、下記の事項について取り組むことを強く求める。</p> <p>記</p> <p>1 ホームドアの設置に当たっては、全ての鉄道駅ホームの危険箇所の実態調査を速やかに行うこと。とりわけ、</p>	—	可決

		<p>転落の危険性が高い駅については、現在計画中の駅とあわせて、速やかな設置を実現すること。</p> <p>2 ソフト面の対応として、希望者への駅係員のアテンドや、一般旅客に対する誘導案内、さらには視覚障がい者への積極的な声かけ等事故を未然に防ぐ対策を強化すること。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p>平成28年 月 日</p> <p style="text-align: right;">門真市議会</p> <p>内閣総理大臣 各宛て 国土交通大臣</p>		
議員提出 議案第8号	<p>地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書</p> <p>【提出者】 門真市議会議員 内海 武寿 佐藤 親太 後藤 太平 福田 英彦 大倉 基文</p>	<p>地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。</p> <p>このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向を酌み取り、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。</p> <p>また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等さまざまな議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にある。</p> <p>一方で、統一地方選挙の結果を見ると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。</p> <p>よって政府においては、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p>平成28年 月 日</p> <p style="text-align: right;">門真市議会</p> <p>内閣総理大臣 財務大臣 各宛て 総務大臣 厚生労働大臣</p>	—	可決
議員提出 議案第10号	<p>宮本一孝市長に対し注意を促す決議</p> <p>【提出者】 門真市議会議員 池田 治子 佐藤 親太 中道 茂</p>	<p>第4回定例会（12月議会）の総務建設常任委員会において、自治基本条例に基づく地域会議の設置や、地域協働センター建設に向け地域との協議や調整を行ってきた参与及び地域調整官に対し、市長自らが11月18日に要綱廃止に基づく「解職」を一方向的に通告し、わずか2週間足らずの11月30日付けで「解職」したことが、労働基準法第20条に抵触するのではないかとの議論が行われた。</p> <p>これに対し、参与及び地域調整官は「労働者性の低い勤務態様であり、労働基準法を始めとした労働諸法にも該当</p>	—	可決

		<p>しないことから、違法性はないものと認識している」との答弁を行ったが、その後市が行った法律相談に対し、弁護士が9月8日付で「本件で、一概に労働者性の有無を回答するのは難しい」と回答したことが明らかになった。</p> <p>こうした中で、「解職」された元参与及び元地域調整官から、今回の解職が労働基準法に違反していないかどうか、労働基準監督署に相談、告発する旨を記した「私たち二人の解職(要綱の廃止)に対する法令遵守の究明の徹底と門真市政の発展、住民自治の進展、及び職員が自由にモノが言える環境の整備、並びに職員が働き甲斐をもって仕事ができる執行機関となるための議会審議に引き続きご尽力を賜りますことについて(お願い)」が、12月14日付で議長及び各議員宛に出され、同日労働基準監督署に相談、解職に当っては、労働基準法第20条の違反に該当するので、解雇予告手当を請求ができる旨の指導を受けたことを踏まえ、同日付で宮本一孝市長に対し、解雇予告手当の請求が行われた。</p> <p>以上の経過を見るならば、宮本市長が法律相談の結果について説明を受け、労働基準法違反の可能性が高いと知ったうえで、二人に「解職」を通告したものと考えられる。</p> <p>こうした事態の背景に、地域会議の意向を無視し、審議会の審査対象であると答弁しておきながら、審議会の設置審査がまだ承認されていないのに意思決定を行った地域協働センター建設の凍結、議会の議決を無視した関連の補正予算の提案など、市民と議会を無視する姿勢があり、「最高規範性を有する」とした門真市自治基本条例の軽視があることは疑う余地はない。</p> <p>このような宮本市長の姿勢と、自らによるコンプライアンス破壊は、議会として到底看過できない。</p> <p>よって、門真市議会は、宮本一孝市長に対し猛省を促すとともに、その責任を強く問うものである。</p> <p>以上決議する。</p>	
--	--	---	--